

# 鹿児島県における特別支援教育の歴史的考察 —これまでの変遷と現代的課題—

岩本伸一 [鹿児島大学教育学系 (教職大学院)]

小久保博幸 [鹿児島大学教育学系 (教職大学院)]

奥政治 [鹿児島大学教育学部附属特別支援学校]

## A Historical Consideration of the Special Needs Education of Kagoshima Prefecture:

### Transitions to Date and Contemporary Issues

IWAMOTO Shinichi, KOKUBO Hiroyuki and OKU Masaharu

キーワード：鹿児島県、特別支援教育、特殊教育、特別支援教育の歴史、変遷と課題

#### 1 はじめに

鹿児島県における障害のある子どもの教育（以下、「特別支援教育」）は、明治33年、私立鹿児島聾啞学院の創立に端を発している。その後、120余年の間、国の特別支援教育に関する法改正や施策等を踏まえながら、県においても支援体制を整え質的な充実が図られてきている。しかし、その時々においては、県の財政的な状況をはじめ、島しょ部を含む地理的事情など県ならではの課題も多く、支援を必要とする子どもたちや地域、保護者のニーズに十分応えることができない事案がみられてきたのも事実である。そして、現在に至っても特別支援教育に係る課題は、時代の様々な要請等を背景に山積している状況である。

そこで、本稿では、鹿児島県における特別支援教育に関する歴史的な変遷を考察するとともに、現在の県の現状と課題を明らかにすることで今後の解決策を見出すことを目的とする。

#### 2 鹿児島県における特別支援教育の歴史

##### 2.1 障害のある子どもの教育の草創期

学制制定後の明治11年、京都に盲啞院が開設された。これが我が国における障害のある子どもの教育の始まりとされている。鹿児島県においては、明治33年、南雲總次郎氏が、訓盲、点字の指導を開始し、私立鹿児島聾啞学院を創立している。これは、明治33年の小学校令において、国が私立盲啞学校の設置を促した時期と重なる。全国で17番目、九州では2番目の設立であった。その後、鹿児島慈恵盲啞学校として新たに設立され、鹿児島盲啞学校に改称した後、昭和4年、県立学校へ移管し、県立鹿児島盲啞学校となった。このように、鹿児島県における障害のある子どもの教育は視覚及び聴覚に障害のある子どもを対象とした教育に端を発し、地道な実践を積み重ねながら終戦後の新体制へとつながっていくことになる。

なお、知的障害、肢体不自由、病弱等のある子どもの教育については、視覚・聴覚障害教育に比べ遅れをとる時代が続く。全国では、明治23年、松本尋常小学校に知的障害の子どもたちを対象とした特別な学級が初めて設置されたが、障害のある子どものための独立校として設置されるのは、昭和7年、最初の肢体不自由学校として東京市立光明学校、昭和15年に大阪市立思斉学校が最初の精神薄弱学校として創設されるなど、専門的な教育を組織的に行う体制が整うまでは、かなりの年月を要している。県においても、学校教育の中で、知的障害、肢体不自由、病弱教育を特別な場で組織的・専門的に進めたという実績は見あたらない。国や県の施策を受ける形ではなく、障害のある子どもにも光を当てようとする熱心な一部の教師たちによる、献身的な支援に委ねられる時代が続いたと推測される。

## 2. 2 特殊教育制度の整備

昭和22年、学校教育法に盲学校、聾学校、養護学校が位置付けられ、義務教育の対象とする学校となった。同時に、特殊学級の規定が置かれ、障害のある子どもの教育の場を設ける法的な基盤が整ったことになる。

### 2. 2. 1 特殊学級における教育の幕開け

県内では、学校教育法施行後の昭和23年、田上小、附属小、月野小、吉田小の4校に学業不振の促進学級が設置された。同年、長欠生徒の無電学級として枕崎中に設置されている。この学級の開設当時は、精神遅滞児、学業不振児、長欠児、社会不適応児、非行児などが混在する、いわゆる「混合学級」の性格をもつ特殊学級であった。しかし、県内に設置された特殊学級は、各学校が自校の定員の枠内で設置したものであったため、設置数が伸び悩んでいる。そこで、県教育委員会では昭和28年、初めて特殊学級担任を田上小、入来小、阿久根小、天保山中、枕崎中の5校に配置し、特殊学級設置促進の試金石とした。県内における特殊学級の設置数は、その後増加の一途をたどり、昭和53年度には、388学級、児童生徒数2,181人を数えるに至り、鹿児島県の特殊教育は、特殊学級を中心として、質、量共に大きな進展を見せている。

なお、昭和26年「鹿児島県特殊教育研究会」（田上小を事務局）が発足し、その後、熱心な特殊学級担任を中心とした研究実践が積み重ねられ、県内の特殊教育研究は、知的障害教育を中心としながら、発展を遂げていく。

### 2. 2. 2 特殊教育諸学校の設置

昭和4年、県立へ移管された県立鹿児島盲啞学校は、昭和23年に、県立鹿児島聾学校・県立鹿児島盲学校と改称、昭和26年に校舎が完全分離され、視覚障害教育と聴覚障害教育が、それぞれ独自の教育の充実を目指していくことになった。

一方、養護学校については、昭和30年までに全国で公立1校、私立4校と、学校教育法の位置付けを具現化する設置が遅々として進まない状況にあった。全国で、養護学校設置の動きが加速し始めたのは、昭和31年の「公立養護学校整備特別措置法」の成立後である。県内での養護学校設立は、昭和41年の鹿児島養護学校が最初である。その後、国は昭和47年に「特殊教育拡充計画」を作成、さらに、昭和48年、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関

する部分の施行期日を定める政令」が公布され、昭和54年からの養護学校義務化が確定された。

県でも、昭和48年、第二養護学校（現串木野養護学校）が設置されたのを皮切りに、昭和50年に指宿養護学校及び加治木分校、昭和51年に中種子養護学校、昭和52年に鹿屋養護学校、53年に大島養護学校、昭和54年には武岡台養護学校、牧之原養護学校、南薩養護学校、皆与志養護学校、串木野養護学校川内分校の設置へと続く。また、昭和55年に加治木養護学校、鹿児島大学教育学部附属養護学校、昭和58年に伊敷養護学校が設置され、県内の養護学校として、義務化対応に関する一応の整備を終えることとなる。南北広範囲に渡る鹿児島県の地理条件の中で、それまで就学猶予や寄宿舎生活を余儀なくされていた子どもたちや保護者にとって、地域の養護学校に通える環境ができたのは大きな前進であった。しかし、通学時間が2時間以上に及んだり、離島の子どもたちにとっては依然として寄宿舎や養護学校のある地域の施設に入らざるをえなかったりする状況は残り、次世代の解決を待つことになった。

## 2. 3 養護学校義務化からの特殊教育の発展

昭和54年の養護学校義務化は、当時の特殊教育全体にとっても大きな転換点となった。併せて、昭和56年の「国連障害者年」、それに伴う「国連障害者の10年」があり、我が国では、昭和57年「障害者対策に関する長期計画」が策定され、社会全体で障害のある子どもの教育の充実を図っていく体制が整っていく。

### 2. 3. 1. 特殊学級、通級による指導の充実

県内では、昭和41年、名山小学校に九州では初となる言語治療教室が設置され、その後、昭和46年、山下小学校（鹿児島市）に情緒障害学級が設置されるなど、言語障害、情緒障害のある子どもに対する支援も始まった。昭和44年、東京の堀之内小学校に、我が国初めての情緒障害児学級が創設された2年後には、鹿児島県において設置されたことを鑑みても、県の対応の速さが伺える。さらに、昭和44年、不就学児の訪問指導員が5人委嘱され、現在の訪問教育の先駆けとして実践が始まったり、国立療養所南九州病院内に錦江小、加治木中の分教室が開設されたりするなど、重度の障害のある子どもへの支援も開始されている。訪問指導は、昭和51年までに県内各地に拡大をみせ、その後、養護学校での訪問教育へと受け継がれることになる。

国においては、平成4年、通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ「通級による指導に関する充実方策について」が発表された。翌平成5年に学校教育法施行規則の一部改正によって、通級方式の指導が「通級による指導」として明確に位置付けられることになり、県内でも通級指導教室の拡充が図られた。

### 2. 3. 2. 特殊教育諸学校における教育の充実

養護学校義務制施行後、県内特殊教育諸学校では、各学校の障害の特性や地域の特色を生かし、それぞれの教育の充実に向けた実践が積み重ねられる。しかし、ハード面での整備が、県民のニーズや国の施策に即応する形までには至らない課題も顕著化する。時代の動静、全国の整備状況、県の財政状況等をみながら、遅々ではあるが整えられていく時期が続く。

その一つに、高等部設置への対応がある。高等部卒業までの一貫した教育を求める保護者や地域

の要望に応えるため、昭和60年、鹿屋養護学校に高等部が設置された。この流れは、県内各地の養護学校に波及し、平成2年に大島養護学校、平成4年に牧之原養護学校、平成12年に南薩養護学校の設置へと続く。その後、指宿養護学校に平成21年、中種子養護学校に平成24年高等部が設置された。しかし、県内では桜丘養護学校、皆与志養護学校に、高等部が未設置の状況が続いており大きな課題として現存している。また、県北における障害のある子どもや保護者の永年の願いであった出水養護学校が、平成12年に開校し離島を除く県内各地から通学ができる体制がほぼ整ったことになる。

このように、養護学校義務化以来、県内各地に整備された特殊教育諸学校は、対象とする障害種や地域の実態に応じた実践を深めていくことになるが、さらに、子どもや保護者のニーズに対応する様々な取組も進められた。まず、重度・重複障害のある子どもへの教育の充実が図られている。平成11年に、盲・聾・養護学校学習指導要領が改訂され、高等部の訪問教育が正式に位置付けられた。この時期に前後する形で、県内でも平成9年に高等部の訪問教育が試行的に実施され、平成12年には、完全実施されるに至った。また、通学する重度・重複障害のある子どもへの支援策として、平成13年、県内で初めて、鹿児島養護学校に看護師が配置されている。さらに、平成15年、出水養護学校に看護師が配置され、学校での医療的ケアが開始されることになった。看護師配置は、その後拡充をみせ、平成26年度は13校に26人、令和元年度には13校に30人の看護師が配置されるに至っている。

また、病院や施設に在籍する子どもの教育が中心であった養護学校も、より地域に根ざした学校へと変革をとげる。平成13年に加治木養護学校が自宅生受入を開始したのを皮切りに、平成14年に指宿養護学校、皆与志養護学校がそれぞれ自宅生を受け入れている。

このような状勢の中、平成11年の学習指導要領の改訂で、盲・聾・養護学校に求められる役割が大きな転換点を迎える。同学習指導要領で、「地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と規定された。いわゆるセンター的機能の充実が、盲・聾・養護学校に課せられ、各学校においては、地域の実情を踏まえながら、地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の支援を充実させていくことになり、特別支援学校という枠を超えた支援の役割を担うことになった。平成15年度の、特別支援教育推進体制モデル事業と共に、県内の養護学校に、巡回相談等を担当する特別支援教育コーディネーターが配置され、センター的役割の拡充が図られている。

## 2. 4. 特殊教育から特別支援教育への移行期

平成18年、障害者の権利に関する条約が国連で採択され、我が国も平成19年に署名、平成26年に批准を行っている。ノーマライゼーションの理念の下、国際的にも障害者に対する支援充実の気運が高まる時代を迎えた。そのような中で、幼小中高等学校等での、軽度の障害のある子どもへの施策や教育について議論が活発になるとともに、特殊教育諸学校においても、障害の多様化に伴い、よりきめ細かな対応を迫られることになる。

### 2. 4. 1 軽度の障害のある子どもへの支援

平成5年の通級による指導の制度化を皮切りに、通常の学級に在籍する軽度の障害のある子どもへの支援の必要性が取り上げられるようになった。文部科学省は、平成11年、「学習障害に関する調査研究協力者会議」等を立ち上げるとともに、平成12年、全国調査を実施することで発達障害のある子どもの在籍状況を明らかにし、支援の必要性に対する関係者の意識を高めるための取組を進めている。また、担当部局である特殊教育課を特別支援教育課へ改称し、軽度の発達障害への対応を本格的に始動させている。県では平成16年、県教育庁義務教育課特殊教育係から特別支援教育係へ、県総合教育センターでは、特殊教育研修室から特別支援教育研修課へ改称し、ニーズに応じた教育の発展を目指す体制づくりを行っている。

その後、平成17年、発達障害者支援法が施行され、全国的に軽度の障害のある子どもへの支援の取組が具現化されていく。また、国は平成19年に学校教育法を改正、特殊学級を特別支援学級に改称した。県でも同年から特別支援学級の名称を使用し、校内支援体制と教育内容の充実を図ろうとする。さらに、国では平成19年度から特別支援教育支援員の配置に地方財源措置を行い、小学校、中学校等における、支援を必要とする子どもに対する取組を進めている。

県においては、平成18年度、特殊学級が452学級、通級指導教室が32校という状況であったが、平成26年には、特別支援学級770学級、通級指導教室72学級、令和元年には特別支援学級1,351学級、通級指導教室92学級と増設が進んでいる。特別支援学級在籍者数については、平成25年度に特別支援学校在籍者数を上回り、そのニーズの高さをうかがえる。

さらに、特別支援教育支援員は、平成18年度、4市3町で24人の配置であったが、平成25年度には、19市20町1村の552人、令和元年には19市20町3村の836人になり、各市町村の特別支援教育に対する理解の深まりがみられている。

## 2. 4. 2. 特別支援学校への変革

平成19年、学校教育法等の改正で特別支援学校へ改称された趣旨の一つに、障害の多様化や地域のニーズに応えるために、複数の障害種を対象とする学校への変革が含まれていた。

県においても、複数の障害種に対応するための改革が計画的に進められ、平成19年の学校教育法改正より7年前の、平成12年に開校した出水養護学校は、九州初の知肢併置校として先駆的な役割を果たしている。続いて、平成14年、加治木養護学校で、病弱に加え肢体不自由児の受け入れが始まり、平成17年には指宿養護学校が病弱・肢体不自由に加え知的障害に対応する学校となっている。学校教育法改正後は、複数障害種の受け入れが加速し、平成19年に、串木野養護学校、鹿屋養護学校が、平成20年に南薩養護学校が肢体不自由児の受け入れを開始している。また、平成23年に桜丘養護が肢体不自由に加え知的障害を受け入れている。さらに、平成25年、鹿児島養護、武岡台養護、桜丘養護の3特別支援学校において、知的障害と肢体不自由の両方の障害種を受け入れることに伴い、3校の適正規模化や通学時間の短縮化を図るため、鹿児島市内を北部・中部・南部に分ける新たな通学区域が設定された。

さらに、障害の程度が比較的軽い知的障害者の後期中等教育の充実を図るために、職業教育を中心とした教育を行う、鹿児島高等特別支援学校が平成24年に開校した。本学校は、県立鹿児島東高

校の中に開校するという全国的にも先駆的な型の学校であり注目を集めた。

県では、島しょ地域における、特別支援教育の充実も永年の課題としてあげられるが、大島養護学校において、平成22年から与論高校内での訪問教育が開始され、その後、平成25年からは徳之島高校と沖永良部高校で、平成30年度からは喜界高校及び屋久島高校内において、大島養護学校高等部喜界支援教室及び中種子養護学校高等部屋久島支援教室が設置されるなど、地域の実情に応じた取組も徐々に進展をみせている。この設置により、特別支援学校のない離島における、新たな進路の選択肢を増やし、住みなれた地域で過ごさせたいという保護者などのニーズに応えることができるようになってきている。

## 2. 5. 新しい時代の特別支援教育へ

これからの特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われること、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）等の改正も踏まえ、すべての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。さらに、インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求し、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、障害の状態等に応じ十分な教育を受けられるよう、小中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等といった多様な学びの場において、特別の教育課程、少人数の学級編制、専門性の高い教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援の充実が期待される。

## 3 県の特別支援教育の現状と課題

国における特別支援教育体制がスタートして約10年が経過した平成28年4月、県教育庁義務教育課内にあった特別支援教育係を特別支援教育室とする組織替えが行われ、県内における特別支援教育の更なる充実を図るための体制が整えられた。本県においては、支援が必要な幼児児童生徒が在籍しているすべての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されつつあるが、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制構築について更に充実を図っていく必要がある。また、特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るとともに、一人一人の自立と社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育を推進する必要がある。さらに、学校教育法施行規則の改正により、平成30年4月から高等学校においても「通級による指導」が制度化されたことを踏まえ、高等学校における特別支援教育を推進していくことも重要である。これらのことを踏まえながら、現在の本県において取り組むべき課題の中から、主なものを以下に示す。

### 3. 1 特別支援教育に係る児童生徒数の増加への対応

全国的に、少子化により学齢期の児童生徒の数は減少しているものの、通常の学級に在籍し通級

による指導を受ける児童生徒や特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒の数は年々増加している。本県においても、特別な支援を必要としている児童生徒の数は年々増加しており、平成28年度と令和2年度を比較すると、特別支援学校は300人以上、特別支援学級は約2倍の3,000人以上、通級指導教室は200人以上増加している（Table 1）。

また、学級数では約600学級、通級指導教室は16学級増加している（Table 2）。このことは、教室の確保とともに、特別支援学級等を担任する教員の確保と育成という新たな課題を生み出しており、特別支援教育に携わる教師の専門性の向上が喫緊の課題となっている。

### 3. 2 共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の積極的な推進

交流及び共同学習については、小・中学校や特別支援学校の学習指導要領等において、その機会を積極的に設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされている。全国的に見ると、特別支援学校と小・中学校等間で行われる学校間交流、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地にある学校との居住地校交流が十分に浸透しているとは言えず、これまで以上に積極的に行っていく必要がある（Table 3）。一部の地域で始まっている、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の学校に副次的な籍を置く取組は、居住する地域との結び付きを強めたり、地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも有意義である。今後、本県においてもその普及を模索していくことが必要である。また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習については、教科学習等を年間指導計画等に位置付けて年間を通じて計画的に実施すること、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごせるようにすることが重要であり、子どもの学びの現状を今一度把握し、実態に合った交流及び共同学習となるよう努めることが求められる。

Table 1 本県における特別支援教育対象児童生徒数の推移

	H28	H29	H30	R 1	R 2	
特別支援学校	2,085	2,172	2,236	2,313	2,417	(人)
特別支援学級	3,362	4,001	4,722	5,550	6,480	
通級指導教室	1,125	1,181	1,297	1,330	1,368	
合計	6,572	7,354	8,255	9,193	10,265	

Table 2 本県における特別支援学級、通級指導級室数の推移

	H28	H29	H30	R 1	R 2
特別支援学級	927	1,076	1,213	1,351	1,515
通級指導教室	78	83	88	92	94

Table 3 交流及び共同学習の実施状況（文部科学省、平成28年度実績）

調査対象：公立の小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校

交流対象		小学校	中学校	高等学校	
特別支援学校	学校間交流	16	18	26	(%)
	居住地校交流	37	23	4	
特別支援学級と通常の学級(交流学級)		81	80	-	

### 3. 3 合理的配慮の提供の拡充

障害者差別解消法が施行された平成28年度、県は南薩、北薩、始良・伊佐、大隅の4教育事務所に「合理的配慮協力員」を配置し、障害者差別解消法の周知及び合理的配慮の提供に関する相談対応の充実を図っている。平成29年度以降も、市町村教育委員会及び小・中学校、義務教育学校及び高等学校を計画的に訪問し、各学校における障害者差別解消法の周知状況や合理的配慮の提供に関する現状を把握している。さらに、関係機関との情報交換、研修会の開催、事例収集、事例を掲載したリーフレットの発行等を進めている。

なお、令和3年6月、障害者差別解消法が改正され、これまで合理的配慮の提供は国や自治体のみ義務付けられ民間事業者には努力義務となっていたものが、改正により今後3年以内に施行され、民間事業者へも義務として配慮の提供が求められることとなった。今後、全ての学校等で、障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮が提供されるよう、より具体的な取組が求められる。

### 3. 4 高等学校における特別支援教育の充実

本県の高等学校においては、平成28年の学校教育法施行規則改正を踏まえ、平成30年から5年間に3校（開陽高等学校、鹿屋農業高等学校、鶴翔高等学校）で「通級による指導」が開始された。また、平成24年に県内の高等学校3校に特別支援教育支援員が配置されている。各高等学校からの特別支援教育支援員の要望が多い現状であるため、現在、発達障害等を含む特別な配慮が必要な生徒の在籍状況調査と特別支援教育支援員配置希望調査を実施し、対象者の多い学校に優先的に配置している（令和2年度は4校に1人ずつ特別支援教育支援員を配置）。一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容・方法等の充実を図るとともに、全ての高等学校における特別支援教育に関する研修の充実や校内支援体制の整備に更に努める必要がある。

### 3. 5 キャリア教育や職業教育の更なる推進

本県の特別支援学校においては、高等部卒業生の就職率の低迷が課題であった。その理由として、企業とのネットワークが十分できていないこと、就職を希望する生徒が少ないことなどが挙げられていた。そのことを踏まえ、本県では、「特別支援学校就労支援・スキルアップ推進事業」を平成27年度から実施し、学校と企業とのネットワークを強め、生徒の職業自立に向けた就労意欲や能力の向上を図ってきた。その主な内容は、就労支援コーディネーターの配置、技能検定の実施、就労

ネットワーク会議の実施である。

就労支援コーディネーターは、鹿児島高等特別支援学校に籍を置き、県全体の産業現場等の実習先や就職先の企業開拓を行い、企業関係者への障害者就労に関する理解啓発が主な役割である。技能検定は事業初年度に清掃部門、平成 30 年度から喫茶サービス部門を加え実施した。また、離島の職業教育の充実を図る観点から、両部門を離島でも開催することとなった。就労支援ネットワーク会議は、特別支援学校ごとに障害者雇用に取り組んでいる企業関係者等を招聘し、就労に係るネットワーク構築のための会議や実技指導、研修会等を行うものである。

これらの取組や各学校での就労に向けた実践の充実で、本県の就職率は、平成 25 年度卒業生では 17.7%であったが、令和元年度では 37.6%に向上した。令和 2 年度からは、「特別支援学校就労支援総合推進事業」として名称変更し、三つの事業内容の更なる充実を図っている。

なお、高等学校における発達障害等のある生徒に対する就職支援の在り方を探るため、平成 28 年度から 3 年間、「特別支援教育雇用サポート連携事業」が行われた。研究の中で、企業関係者や高等学校教員と協力して「就職支援シート」等のツールを開発し、活用のためのリーフレット等も作成、配布した。本事業の中で、障害に対する本人や保護者、企業等の理解や障害者手帳の取得、就職後の支援の在り方などの課題が浮き彫りにされた。今後、障害者差別解消法が改正されたことも踏まえ、関係課、関係機関と連携を深めて対応する必要がある。

### 3. 6 ICT 機器の活用等を通じた指導・支援の一層の充実

文部科学省が推進する「GIGA スクール構想」は、小中高等学校などの教育現場でも児童生徒がパソコンやタブレットといった ICT 端末を効果的に活用することができるように、ICT 環境の整備、ソフトの充実、指導体制の強化に取り組むものである。本県においては、「GIGA スクール構想」に先んじて、特別支援学校における児童生徒の障害の特性等に即した指導を充実させるために、タブレット端末等の ICT 機器を活用し、教育の情報化を進める「特別支援学校学習支援 ICT 活用事業」を平成 27 年度から開始した。実証研究校 3 校（視覚障害校、知的障害・肢体不自由校、病弱・肢体不自由校）を指定し、ICT 機器や教材を整備、タブレット端末活用の授業場面での効果や校内での運用方法、必要なネットワークやサーバー運用等に関する研究を行い、その成果をまとめ、県下の特別支援学校に還元した。以降、実証研究校での研究成果を踏まえ、平成 30 年度までに、県内全ての特別支援学校の各学級 1 台ずつの整備を行った。現在、幼児児童生徒 1 人 1 台の端末の整備を目標としており、障害の状態に応じた支援ツールとしての ICT 機器の更なる活用が求められる。

### 3. 7 医療的ケア児及びその家族に対する支援

近年、各学校では重複障害のある児童生徒の在籍率が高くなり、健康の保持に関する対応が課題となっている。特に、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、平成 24 年 4 月から一定の研修を受けた教員等が、たんの吸引等の医療的ケアを実施することが可能となり、特別支援学校に配置された看護師と教員等が、連携して安全・確実に医療的ケアを実施できる体制づくりが必要となった。本県においては、教員等によるたんの吸引等実施のための研修会と特別支援学校看護師の専門性向上のための研修会が行われており、学校等における対応が充実してきている。

そのような中、令和3年6月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（「医療的ケア児支援法」）が可決、成立した。この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることを踏まえ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。医療的ケアを必要としている児童生徒及びその保護者を支えるためにも、今後県内でも福祉事業所、保育所、学校等への看護師の配置や各地への支援拠点の設置が適正になされることが期待される。

以上、鹿児島県における特別支援教育の現状と課題について述べた。全国的に特別支援教育を巡る状況が大きく変化する中、県においてこれまで独自で育んできた歴史的な変遷を踏まえながら、インクルーシブ教育システムの理念を構築し進展させるための一層の充実・整備を期待したい。

## 参考文献

文部省（1978）特殊教育百年史 東洋館出版社

福祉21研究会（1998）鹿児島福祉 春苑堂出版

全国特殊教育推進連盟（1989）義務制施行記念 盲ろう学校教育40年、養護学校教育10年の記録

鹿児島県特殊教育研究会（1962）特殊教育研究創刊号

鹿児島県立鹿児島盲学校（2003）鹿児島盲学校創立百周年記念誌

文部科学省（2019）交流及び共同学習ガイド（2019年3月改訂）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm)（令和3年8月19日最終確認）

文部科学省（2021）新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext\\_00644.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html)（令和3年8月19日最終確認）

文部科学省（2021）障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～、

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)（令和3年8月19日最終確認）

鹿児島県教育委員会（2019）鹿児島県教育振興基本計画 夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～

鹿児島県教育委員会（2019）充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～、

[http://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi\\_tebiki/tokubetusien\\_hairyo.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/tokubetusien_hairyo.html)（令和3年8月19日最終確認）